

平成28年1月から



マイナンバー
制度が
始まります

各種届出・申請の際には
個人番号と身元を確認する書類が
必要です



本人確認
とは

マイナンバー制度の開始に伴い、中建国保は以下の届出等があった際には、届出者が本人であることを確認しなければなりません。本人確認とは(1)番号確認(個人番号が正しいことを確認します)と(2)身元確認(届出等をする者が記載された番号の正しい持ち主であることを確認します)の2つからなります。

本人確認の必要な届出・申請

●資格・保険料に関する届出等

- ・被保険者資格取得届(加入申込書・家族追加用)
- ・被保険者資格喪失届(世帯の全部・家族喪失用)
- ・住所・氏名変更届 など

※上記の届出・申請以外にも、国民健康保険法施行規則に定められた手続きに本人確認が必要になります。

●現金給付に関する申請等

- ・国民健康保険療養費支給申請書
- ・国民健康保険高額療養費支給申請書
- ・高額介護合算療養費支給申請書 など

お持ちいただく書類

以下のパターン1～3の書類のいずれかをお持ちください。

パターン	個人番号を確認する書類	身元を確認する書類
1	裏面 個人番号カード 平成28年1月以降、市町村の窓口で発行される個人番号カードは1枚で本人確認が可能です	表面 サインバミル留城
2	個人番号通知カード 平成27年10月以降、お住まいの市町村よりご自宅に届いたカードです	表面 通知カード 以下の①、②の写真付証明書のうち1つ必要になります。 ①運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、在留カードなど ②官公署から発行された写真付資格証明書など ※上記①、②の写真付証明書がない場合は、窓口にご相談ください。
3	個人番号の入った住民票	

※ 組合員以外の方が届出等を行う場合は、別途委任状が必要になる場合があります。

※ 郵送で届出等を行う場合も上記書類は必ず必要になりますので、本人確認書類のコピーを申請書に添付してください。

中建国保が取得した個人番号は、
番号法別表第1第30項に定められた手続き(「国民健康保険法による
保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務」)以外に
使用することはありません。

10月以降、市町村から
届く番号通知カードは
大切に保管してください

中建国保にご加入のみなさまへ

個人番号の提供をお願いします。

マイナンバー(個人番号)は、健康保険等の社会保障分野でも活用されることから、中建国保においてもみなさまから個人番号を提供していただくことになります。11月に中建国保から「個人番号を提供していただくお願い」の送付を予定していますので、案内が届きましたらご協力いただくようお願いいたします。

*自治体からの通知案内はイメージです。

